

独立した監査法人のレビュー報告書

平成23年3月4日

公益財団法人 自動車リサイクル促進センター
理 事 長 郡 寛 孝 殿

新日本有限責任監査法人

業務責任者 公認会計士

加藤 暢一



業務責任者 公認会計士

児玉 卓也



当監査法人は、公益財団法人自動車リサイクル促進センターの委嘱に基づき、公益財団法人自動車リサイクル促進センターの平成22年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の第3四半期会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る資金管理料金特別会計、再資源化預託金等特別会計及び承認・認可済特定再資源化預託金等特別会計に関する貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録（以下「資金管理業務に係る四半期財務諸表等」という。）について四半期レビューを行った。この資金管理業務に係る四半期財務諸表等の作成責任は理事者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から資金管理業務に係る四半期財務諸表等に対する結論を報告することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として理事者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

レビューの結果、上記の資金管理業務に係る四半期財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準及び公益財団法人自動車リサイクル促進センターの会計規程に準拠して、公益財団法人自動車リサイクル促進センターの資金管理業務に係る平成22年度第3四半期末現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期累計期間の正味財産増減の状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

公益財団法人自動車リサイクル促進センターと当監査法人又は業務責任者との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上